

中央新幹線環境影響評価準備書に対する担当課意見

番号	担当課	環境要素	意見	意見書への仕訳
1	行政管理課	騒音・振動 ・粉じん	車両基地予定地近隣に中津川市民病院があるため、騒音、振動、粉じん等により、通院者や入所者に影響を及ぼさないようにすること。	●「工事中については「騒音・振動（２）」に、運用後については「その他（４）」に適切な措置の検討を記述。
2	行政管理課	騒音・振動 ・粉じん	停車駅予定地近隣に幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校、学童保育所、児童館などの施設があるため、騒音、振動、粉じん等により、子供たちに影響を及ぼさないようにすること。	●「工事中については「騒音・振動（２）」に、運用後については「その他（４）」に適切な措置の検討を記述。
3	建設課	水質	施工時に発生する濁水の処理排水。	●「水質（１）」に濁水処理について記述
4	建設課	水質	既存河川の水源が伏流水、地下水であることから、トンネル施工により水源流量への影響	●「地下水」「水資源（２）」に地下水、河川の水量の比較と対策を記述
5	水道課	水資源	山岳トンネル工事を行う山口地区には、水道の水源になっている箇所があることから、工事前に水量、水質について実態調査を行い、工事施行中の状況及び工事完了後の状況と比較し、影響の有無を確認すること。影響が認められた場合には、速やかに対策を講じること。	●「水資源（１）」に記述
6	農林整備課	水資源	車両基地予定区域周辺には、溜め池があるため、水量及び水質に影響がないように十分配慮すること。	●「水資源（２）」に記述
7	鉱物博物館	地形及び地質	表4-2-1-57 対象事業実施区域及びその周囲における文化財保護法の天然記念物（地形・地質）に「市天然記念物/ヤマグチ石/中津川市山口賤母/平成5年6月3日」を追加すること。指定地は計画地から少し距離があるが、計画地及びその周辺から産出する可能性があり留意を要する。	●「地形及び地質」に記述
8	鉱物博物館	地形及び地質	苗木・上松花崗岩（苗木花崗岩、土岐花崗岩）分布域およびその周辺は、ウラン鉱徴地が含まれるため、掘削および廃土処理にあたっては環境の保全について十分に配慮すること。	●「土壌」に記述
9	鉱物博物館	地形及び地質	花崗岩類と成因的に関連をもつ鉱脈鉱床や断層沿いの鉱徴地には、硫砒鉄鉱や砒鉄鉱を伴うものがあり、これらの分解生成物として有毒なヒ素化合物が含まれる可能性があるため、掘削および廃土処理にあたっては環境の保全について十分に配慮すること。	●「水質（４）」に記述
10	鉱物博物館	地形及び地質	表4-2-1-49に関連して、花崗岩類の掘削および廃土に伴って、廃水や地下水（井戸水など）のフッ素濃度が上昇する可能性が考えられるので、掘削および廃土処理にあたっては環境の保全について十分に配慮すること。	●「水質（３）」に記述
11	行政管理課	日照障害	停車駅は高架となるため、近隣の日照権を侵さないよう配慮すること。	●「日照障害（３）」を発生させないよう計画の再検討を記述
12	文化振興課	文化財	車両基地予定区域内にはまとめて埋蔵文化財包蔵地が存在するため、早期に文化振興課と協議を行い、保護保全対策を講じること。埋蔵文化財は面的な広がりが見込まれるため、改変区域内だけでなく、その周辺に存在する文化財についても「改変区域内に存在する指定等文化財、埋蔵文化財包蔵地の分布状況」に反映させ、文化振興課と協議を行うこと。（「上県2号古窯跡」など）	●「文化財（１）」に記述
13	文化振興課	文化財	文化財保全に向けた構造、工法の検討については、文化振興課と十分協議を行い設計を行うこと。特に県指定天然記念物「大実カヤの木」については、十分配慮を行うこと。	●「文化財（２）」に記述

中央新幹線環境影響評価準備書に対する担当課意見

番号	担当課	環境要素	意見	意見書への仕訳
14	文化振興課	文化財	工事の実施に伴い、新たに作業道及び関連施設等を設置する場合についても、埋蔵文化財等の有無の照会等、文化振興課と綿密な協議を行い、適切に対応すること。工事中に文化財等を発見した場合は直ちに工事を中断し、取り扱いについて文化振興課と協議すること。	●「文化財（３）」に届出で済ますだけではなく、工事を中断し、協議をすることを要望
15	文化振興課	文化財	指定文化財、埋蔵文化財以外の、地元地域で守られてきた文化遺産についても保護保全に努めること。	●「その他（３）」に地域との十分な協議を要望する内容を記述
16	林業振興課	生態系	生物多様性や生態系へ影響がないように具体的な方法を明示すること。	対象を絞る必要がある
17	観光課	景観	リニア車両基地と並行して中山道がある。田園風景や里山風景などもあり外観の配慮も検討が必要。	●「景観（３）」に記述
18	観光課	景観	玉蔵橋と苗木城跡からリニア橋が見える対応必要？	●「景観（２）」に苗木城天守台跡からの眺望について、詳細なイメージを示すよう要望
19	観光課	景観	玉蔵橋から苗木城付近の木曾川沿いが中部北陸自然歩道に位置している。ＪＲの予測では「景観の変化は一部に限定され、快適性の変化は小さいと予測」としている。	●「景観（２）」に苗木城天守台跡からの眺望について、詳細なイメージを示すよう要望
20	観光課	景観	馬籠宿展望台からリニア橋は見える可能性あるが景観に影響はあるのか？	見えるとしても、影響はごく小さいものと思われる。
21	観光課	景観	換気施設は市内に設置されるのか？規模によっては景観への影響がある。	市内に換気施設は計画されていない。
22	観光課	景観	非常口は景観への影響があるのかについて確認が必要。環境センター付近に位置しているものもあり、苗木城からの景観に影響の可能性あり。変電施設の景観への影響（施設規模）があるか確認が必要。	●「景観（２）」に苗木城天守台跡からの眺望について、非常口、変電施設を含めたより詳細なイメージを示すよう要望
23	観光課	景観	変電施設は環境センター付近に位置しており、苗木城跡からの景観に影響がある可能性あり。	●「景観（２）」に苗木城天守台跡からの眺望について、詳細なイメージを示すよう要望
24	計画課	景観	「地上駅は、今後の自治体との協議及び自治体側で行う駅前広場の整備によって景観が大きく変わることから、予測対象としないものとした」とあるが、当市の場合、「日常的な視点場からの景観」に最も影響があると予想されるのが、駅舎及び駅から名古屋方面への高架橋である。この地点からの眺望景観も調査対象とし、改変の予測・評価を実施すること。	●「景観（４）」に駅を含む高架橋区間のイメージ図の作成と影響が最小となる設計の要望を記述
25	計画課	景観	鉄道施設については、景観を損なわない形状やデザインを工夫すること。	●「景観（１）（２）（３）（４）（５）」に配慮と調和を要望する内容を記述
26	計画課	景観	日常的な視点場からの景観について、地域住民からの視点についての予測・評価が少ない。各地域において「重要な景観」は異なると考えられるため、それぞれヒアリング、把握したうえで、再度予測・評価を実施すること。	重要な眺望地として、「苗木城」「車両基地」「駅周辺」について具体的な要望を記述したが、「重要な景観」の捉え方が千差万別であり、広く市民の意見の把握と予測・評価は難しい

中央新幹線環境影響評価準備書に対する担当課意見

番号	担当課	環境要素	意見	意見書への仕訳
27	計画課	景観	その他の眺望景観についても、中津川市景観計画に掲げる「山なみ及び山々の眺望を守る」「美しい河川や田園集落景観を守り育てる」という景観形成の方針に最大限留意すること。	●「景観（１）」に記述
28	計画課	景観	車両基地周辺は、丘陵地で、のどかな田園風景が広がり、遠景に恵那山を望む良好な景観が広がっている。車両基地整備にあたっては、構造物の露出を最小限とし、周囲を緑で覆うなど、リニアのまちづくりビジョンがうたう「水と緑の”なかつがわ”」にふさわしい空間を創出すること。	●「景観（３）」に記述
29	環境センター	廃棄物	駅、高架橋、車両基地等建設工事時の通行止等により、ごみ収集に支障が生ずる場合、地域と調整し、ごみステーションの移転などで業務に支障がないように対処すること。また、施設建設予定地内にステーションが存在する場合も、地域と調整により活用しやすい場所への移転等を行うこと。	工事着工前にJR側と詳細に協議する必要がある。
30	環境センター	廃棄物	建設工事開始に伴い、多くの事業所が現場事務所、仮設住宅等を建設することが予想される。そこに多くの事業系ごみの発生が心配されるが、ごみの処理について当センターを利用する計画はあるのかどうか。利用する場合は、一般廃棄物の搬入申請、適正な分別をするなど環境センターと事前に協議を行うこと。	●ごみ量については、市の処理計画に大きく影響することから「廃棄物（３）」に市に持ち込む量の計画の提出を記述
31	林業振興課	廃棄物	建設残土について、どこかどのように処理するかの明記がない。	●「廃棄物（１）」に早急に具体的な搬出計画策定を要望する内容を記述
32	行政管理課	廃棄物	工事により発生する残土の処分について、運搬車両台数、主要な運搬ルート、処分方法を明らかにすること。	●「廃棄物（１）」に早急に具体的な搬出計画策定を要望する内容を記述
33	観光課	廃棄物	観光シーズンにおける、作業車両が交通に与える影響が懸念される。	●「その他（１）」に観光客への配慮を記述
34	行政管理課	廃棄物	広範囲での工事が予想されるため、通勤・通学の経路に影響をおよぼさないようにすること。	●「その他（１）」に通勤・通学に配慮した渋滞回避、安全対策を要求する内容を記述
35	建設課	廃棄物	残土の有効利用計画を関連自治体と連携をすること。	●「廃棄物（１）」に早急に具体的な搬出計画策定を要望する内容を記述
36	建設課	廃棄物	工事施工に伴う資材運搬、残土運搬等による市道経路の周辺環境及び道路構造に与える影響と工事用進入道路の新規新設など必要箇所の調査を実施する。	詳細計画段階で市から直接要望する。
37	農林整備課	その他	事業の影響により、土地改良財産もしくは農業用施設（農地、水路、農道等）の移転、処分等が必要になったときには、廃止、払い下げ、交換等、手続きに遺漏なきよう対応すること。また、土地改良財産の他目的使用、改築を行うときは許可を得ること。	詳細計画段階で市から直接要望する。
38	行政管理課	その他	市有地の貸付・売払いについて規制しているが、工事用道路の整備も含めて影響を及ぼす範囲を明らかにすること。	詳細計画段階で市から直接要望する。
39	建設課	その他	市民生活に影響を及ぼすと考えられる施設（道路、公園、河川等）に対して、機能確保を図るための対策をとること。	詳細計画段階で市から直接要望する。
40	建設課	その他	既存市道利用の場合の維持管理方法について協議を実施する。	詳細計画段階で市から直接要望する。

中央新幹線環境影響評価準備書に対する担当課意見

番号	担当課	環境要素	意見	意見書への仕訳
41	建設課	その他	交通安全対策の実施	●「その他（１）」に記述
42	林業振興課	その他	影響がない又は少ないとしている評価について、今後影響が生じた場合は適切な対策を講じること。	●「その他（４）」に住民からの指摘に適切な措置の検討と実施を要求する内容を記述